

国の目標（環境省「廃棄物処理法基本方針」）

4. 関係目標・指標等

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等における関連目標・指標等にも留意すること。

（1）廃棄物処理法基本方針における目標・指標等

廃棄物処理法基本方針において、減量化の目標量（平成 32 年度）として 3 つの目標値（排出量、再生利用量及び最終処分量）や一人一日当たりの家庭系ごみ排出量等が設けられている。

また、その他の目標量として、食品ロス、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年 8 月法律第 57 号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に係る目標値等が設けられている。

表 1 一般廃棄物の減量化の目標量（平成 32 年度）

排出量	約 12% 削減（平成 24 年度比）
再生利用率	約 21%（平成 24 年度）から 約 27% に増加させる
最終処分量	約 14% 削減（平成 24 年度比）
一人一日当たり の家庭系ごみ排 出量	500 グラム（厚木市：377 g） ※資源ごみは除く

表 2 食品ロス、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に係る目標値

家庭から排出される食品廃棄物 に占める食品ロスの割合の調査 を実施したことがある市町村数	43 市町村（平成 25 年度）に対 し、平成 30 年度において 200 市 町村に増大させる
小売業者が家電リサイクル法に 基づく引取義務を負わないもの の回収体制構築市町村の割合	約 59%（平成 25 年度）に対し、 平成 30 年度までに 100% まで 増大させる
使用済小型電子機器等の再生の ための回収を行っている市町村 の割合	約 43%（平成 25 年度）から 平成 30 年度までに 80% まで 増大させる

（2）廃棄物処理施設整備計画における目標・指標等

廃棄物処理施設整備計画において、ごみのリサイクル率、最終処分場の残余年

（出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針」）